

随意契約締結状況(100万円以上)

[2019年6月～2019年7月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北海道赤十字血液センター函館事業所 移動採血車の塗装・板金工事	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年6月10日	有限会社池森モーターサービス 函館市昭和2丁目41番27号	¥2,149,200	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)最低金額を提示している社と契約すること。	
2	北海道赤十字血液センター フロントガラス交換	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年6月24日	富士自動車工業株式会社 札幌市北区新川3条20丁目1-1	¥1,040,040	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)最低金額を提示している社と契約すること。	
3	北海道ブロック血液センター エックス線照射装置のエックス線管球交換	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年7月10日	日立ヘルスケアシステムズ株式会社 北海道・東北支店 札幌市中央区大通西10-4-133	¥3,643,056	同社は当該機器製造・保守業者であり、他社では取り扱いできないため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
4	北海道ブロック血液センター エックス線照射装置の総量計プローブ交換	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年7月10日	日立ヘルスケアシステムズ株式会社 北海道・東北支店 札幌市中央区大通西10-4-133	¥1,036,800	同社は当該機器製造・保守業者であり、他社では取り扱いできないため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
5	北海道ブロック血液センター ペーンレスポンプ定期点検整備	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年6月26日	株式会社サンケミ 札幌市白石区菊水4条3丁目2-40	¥1,404,000	同社は当該設備の設置業者であり迅速で確実な作業が可能なのは同社のみであるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
6	北海道ブロック血液センター 加湿モジュール交換作業	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年7月4日	新菱冷熱工業株式会社 札幌市中央区北5西6丁目2-2	¥1,581,800	同社は当該設備の施工業者であり、迅速で確実な作業が可能なのは同社のみであるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
7	北海道ブロック血液センター 冷凍機修理	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年7月19日	天満冷凍機株式会社 広島県西区横川町2丁目7番17号	¥2,160,000	同社は当該設備の製造・施工業者であり、他社では対応できないため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
8	北海道赤十字血液センター帯広事業所 宿直室改修工事について	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年7月31日	株式会社西川工務店 帯広市東2条南23丁目17番地	¥1,512,000	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)最低金額を提示している社と契約すること。	